

# 労働契約法 18条・19条とは

## 第十八条 有期労働契約の期間の定め のない労働契約への転換

有期契約労働者は雇止めの不安のために正当な権利がなかなか行使できない。だから、条件（通算5年以上働いた）を満たした有期契約労働者に無期契約への転換の権利を与え雇用の安定を図ることがその趣旨である。

## 第十九条 有期労働契約の更新等

最高裁判所判決で確立している雇止めに関する判例法理（いわゆる雇止め法理）を規定し、一定の場合（雇止めをすることが客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない時）に雇止めを認めず、有期労働契約が締結又は更新されたものとみなすこととしたものである

日本通運は上記の労働契約法に違反して有期雇用労働者の雇止め（解雇）を行ってきています。このような企業の暴挙は許せません。

# 非正規雇用労働者を 使い捨てる日本通運

2013年に改正された労働契約法の18条は、「雇止め」の雇用不安に対して通算5年以上働いた有期雇用労働者に無期契約への転換権を与えており、この4月1日以降無期転換権が発生しました。

日本通運は、低賃金で雇用不安な非正規雇用労働者を大量に採用しているにも係わらず、労働法さえも無視し、既に5年を超えて働いている有期雇用労働者を無期雇用転換権の発生する前日の3月31日に雇止め（解雇）を行いました。そして、今後も5年の雇用期間上限を設け、非正規雇用労働者を使い捨てようとしています。

このような労働法の趣旨をねじまげる潜脱行為は、企業の暴挙です。

私たちは、日本通運が非正規雇用労働者使い捨ての経営を改め、法律を遵守した企業経営をすることを求めています。私たちは日本通運がOさんを継続雇用するまで闘い続けます。

# 日本通運の

労働契約法18条違反  
無期転換逃れ  
雇止め（解雇）を許すな

## 0さんの要求

### ● 不当な雇止めを撤回し、継続雇用すること

● 日本通運は労働契約法 18 条の潜脱行為をやめろ

● 無期雇用転換逃れのための雇止め（解雇）をやめろ

● 長期に働いてきた非正規雇用労働者を使い捨てするな

● 労働契約法 18 条違反「不更新条項」を撤回しろ

● 0さんの仕事を奪うな

■ 女性労働者である0さんは、2010年12月から派遣労働者として日本通運で働き始めました。1年半後の2012年6月に派遣労働者から、日本通運の直接雇用労働者となりました。

その際に日本通運からは「長く働ける職場だ」と話されれば1年ごとの契約更新を7回繰り返しました。日本通運という大企業であり、0さんも長く働けるものと期待し、頑張って働き、子供も自分の扶養にしていました。

しかし、突然2017年6月に日本通運の上司である課長から、有期雇用労働者全員を無期

にしたら大変だと、0さんに2018年3月末で雇止めが通告されました。

寝耳に水で不安になった0さんは、東京都労働相談センターに相談し、所属する全日通の役員にも訴えましたが、良い返事は得られず、その後労働局にも相談をしました。日本通運は0さんの雇用継続に対する期待を全く無視し、「不更新条項」を理由に3月31日雇止めを強行しました。

このような労契法 18 条を脱法した首切りは断じて許されません。

## 私の決意

私は悔しいです。

私は日本通運に合わせて7年4か月働いてきました。これだけ長く働いてきたのは仕事内容は勿論、同僚も上司も環境も良く、ずっとこの会社にいたい、この会社で働きたいと思ったからです。日本通運という会社が好きでこの先もずっと働き続けるつもりでいました。

私には小学生の子供もいて資格取得の為に勉強をしている夫がいて家計を預かっている身なので、私が今ここでまた無職からやり直す訳には行かなく、今回このようなことになって先が見えなくなってしまい不安しかありません。

何時になったら生活を安定させることが出来るのでしょうか。

労働契約法 18 条があるにもかかわらず、無視する会社の対応は納得できません。

数か月前にはまさか私がこんなことになるとは思いませんでしたが、今は強い意志で行動しています。この貧窮状況から脱する為にも、会社には雇用継続を再考して欲しいと思います。

union-net-otagaisama

お互いさま

〒 101-0048

東京都千代田区神田司

町 2-15-9 武蔵野ビル

労働相談室気付

TEL 070-6576-2071

FAX (03)-5577-7263

info@rodosodans.org

http://otagaisama.org